

掛川市規則第 15 号

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 3 年 3 月 31 日

掛川市長

(別紙)

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則

掛川市行政組織規則（平成17年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表協働環境部の部生涯学習協働推進課の項中「自治活動支援係」を「協働推進係
地域交通係 自治活動支援係」に改め、同部環境政策課の項中「環境政策係」を削り、同表産業経
済部の部中「観光・シティプロモーション課」を「観光交流課」に改め、「シティプロモーション係」
を削り、同部農林課の項中「農産係」の次に「農地整備係 森林環境係」を加え、同表都市建設部
の部基盤整備課の項中「都市基盤整備係」の次に「海岸・事業調整係」を加え、同条第2項中「及
び広報広聴係」を「、広報広聴係及びシティプロモーション・移住促進係」に改め、同条第3項中
「ポストコロナかけがわビジョン検討室、」を削り、「、南部大須賀地域健康医療支援センター及び
南部認定こども園化推進室」を「及び南部大須賀地域健康医療支援センター」に改め、同項の表企
画政策課の部中「ポストコロナかけがわビジョン検討室」を「DX推進室」に改め、同部DX推進
室の項係名の欄に「デジタル支援係」を加え、同表生涯学習協働推進課の部を削り、同表環境政策
課の部中「脱炭素社会推進室」を「再生可能エネルギー政策室」に改め、同表健康医療課の部地域
医療推進室の項の次に次のように加える。

新型コロナワクチン接種対策室

新型コロナワクチン接種対策係

第5条第3項の表地域包括ケア推進課の部の次に次のように加える。

こども希望課

こども家庭総合支援室

こども家庭相談係

こども家庭給付係

第5条第3項の表農林課の部及び基盤整備課の部を削る。

第7条第3号ウ中「市ホームページ」の次に「並びにSNS」を加え、同条に次の1号を加え
る。

(4) シティプロモーション・移住促進係

ア シティプロモーションに関すること。

イ 移住及び定住に関すること。

第9条第1項第1号イ中「（ポストコロナに対応する総合計画の改定に関するものを除く。）」を
削り、同号中コを削り、サをコとし、シからチまでをサからタまでとし、ツ及びテを削り、同項第
3号を次のように改める。

(3) DX推進室デジタル支援係

ア デジタルトランスフォーメーションに関すること。

第9条第2項第1号ア中「市ホームページの」の次に「システム」を加える。

第9条の2第1項中第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 協働推進係

- ア 市民活動の活性化及び協働の推進に関すること。
- イ 特定非営利活動法人設立の認証等に関すること。
- ウ 特定非営利活動法人、ボランティア団体等の育成等に関すること。
- エ 市民活動等に関する人材育成に関すること。
- オ 市民活動関係諸団体との連絡調整に関すること。
- カ まちづくり協議センターの運営に関すること。
- キ 地区まちづくり協議会の育成支援及び総合支援に関すること。
- ク 地域生涯学習センターの管理運営に関すること。
- ケ 生涯学習の総合調整に関すること。

第9条の2第1項第3号中「協働推進室地域交通係」を「地域交通係」に改め、同条第2項第1号ウ中「公益財団法人掛川市生涯学習振興公社」を「公益財団法人掛川市文化財団」に改め、同項第3号中オを削り、カをオとし、同条第3項第1号中「脱炭素社会推進室環境政策係」を「再生可能エネルギー政策室環境政策係」に改め、同号エ中「地域新電力」を「地域循環共生圏（地域新電力を含む。）」に改め、同号オ中「自然エネルギー」を「再生可能エネルギー」に改め、同号カ中「自然保護」を「自然環境（県立自然公園を含む。）」に改め、同号ケを削り、同項第2号イ中「家庭排水の対策」を「掛川市良好な生活環境の確保に関する条例（平成17年掛川市条例第228号）」に改め、同項第3号サを削る。

第10条第2項に次の1号を加える。

(6) 新型コロナワクチン接種対策室新型コロナワクチン接種対策係

- ア 新型コロナワクチン接種に関すること。

第10条第5項第4号キ中(イ)を削り、(ウ)を(イ)とし、同号キ(エ)中「児童扶養手当」を「子ども医療費助成」に改め、同号キ(エ)を同号キ(ウ)とし、同号キ(オ)中「母子家庭等の医療費助成」を「ひとり親家庭への手当等」に改め、同号キ中(オ)を(エ)とし、(カ)を(オ)とし、同項第5号キ中(イ)を削り、(ウ)を(イ)とし、同号キ(エ)中「児童扶養手当」を「子ども医療費助成」に改め、同号キ(エ)を同号キ(ウ)とし、同号キ(オ)中「母子家庭等の医療費助成」を「ひとり親家庭への手当等」に改め、同号キ中(オ)を(エ)とし、(カ)を(オ)とする。

第10条の2第2項第1号を次のように改める。

(1) こども家庭総合支援室こども家庭相談係

- ア 要保護児童対策に関すること。

- イ 子どもの貧困対策に関すること。
- ウ 児童虐待、配偶者からの暴力等に係る相談に関すること。
- エ 家庭児童相談に関すること。

第10条の2第2項中第2号を第3号とし、第3号を第4号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) こども家庭総合支援室こども家庭給付係

- ア 児童福祉（要保護児童対策を除く。）に関すること。
- イ ひとり親家庭への手当等に関すること。
- ウ 児童手当に関すること。
- エ 子ども医療費の助成に関すること。
- オ ファミリー・サポート・センターに関すること。

第11条第2項中「観光・シティプロモーション課」を「観光交流課」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中カを削り、キをカとし、クをキとし、ケをクとし、同号コ中「及び健康ふれあい館基金」を削り、同号中コをケとし、サをコとし、シをサとし、同号を同項第1号とし、同条第3項第3号中「農林整備室農林整備係」を「農地整備係」に改め、同号キ中「浅羽地域湛水防除施設組合」を「湛水防除施設」に改め、同号チから同号ネまでを削り、同項に次の1号を加える。

(4) 森林環境係

- ア 森林整備及び林業振興に関すること。
- イ 林道その他林業施設の整備及び維持管理に関すること。
- ウ 治山、地滑り防止及び林業施設の災害復旧に関すること。
- エ 市有林の管理に関すること。
- オ 保安林に関すること。
- カ 海岸防災林の管理に関すること。
- キ 松食い虫対策に関すること。
- ク 森林環境整備基金に関すること。

第12条第1項第1号カ中「開発行為等の規制に伴う調査、指導及び処理」を「開発行為許可等」に改め、同号コ中「土地利用対策委員会」を「土地利用検討委員会」に改め、同号に次のように加える。

- サ 歴史的風致の維持及び向上に関すること。
- シ 所有者不明土地に関すること。

ス 低未利用土地に関すること。

第12条第3項第2号中「事業調整室海岸整備推進係」を「海岸・事業調整係」に改め、同号に次のように加える。

ク 希望の森づくりに関すること。

第12条第4項第3号ケを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(掛川市会計規則の一部改正)

2 掛川市会計規則（平成17年掛川市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1 産業経済部の部中「観光・シティプロモーション課」を「観光交流課」に改める。

別表第2 産業経済部の部中「観光・シティプロモーション課」を「観光交流課」に改める。